

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年五月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

<p>県道皆野両神荒川線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡皆野町大字皆野字駒形二一七 一番七地先から同郡皆野町大字皆野 字駒形二二二七番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年五月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年三月九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二九二・二〇メートル</p>	<p>備考</p>